大規模地震対策特別措置法

大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月制定)

〇 地震防災強化地域の指定

内閣総理大臣



- 中央防災会議に諮問
- ・ 関係都道府県知事に意見聴取

見聴取

地震防災対策強化地域

地震防災対策強化地域

〇 警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進

【基本計画】

(中央防災会議)

- ・警戒宣言発令時の国の基本方針
- ・強化計画・応急計画の基本事項
- ・総合防災訓練に関する事項 等

【強化計画】

(都道府県、市町村、

指定行政機関、指定公共機関)

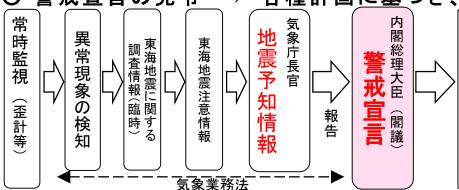
- ・地震防災応急対策に関する事項
- 緊急に整備すべき施設に関する事項
- ・地震防災訓練に関する事項

【応急計画】

(病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

- •地震防災応急対策に関する事項
- ・地震防災訓練に関する事項 等

〇 警戒宣言の発令 → 各種計画<u>に基</u>づき、地震防災応急対策を実施



【警戒本部の設置】【各種規制等】(応急対策)

- 地震災害警戒本部 (本部長・総理大臣)
- 都道府県警戒本部
- 市町村警戒本部

- 住民:避難
- 鉄道:運行停止
- 道路:強化地域への流入制限
- 銀行:ATMを除いて営業停止
- 病院:外来診療中止

〇 国による観測・測量の強化

〇 強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に補助

地震財特法による、消防用施設の整備、社会福祉施設の改築、公立小中学校の改築・補強に対する補助のかさ上げかさ上げ率:消防用施設(1/3⇒1/2)、社会福祉施設(1/2⇒2/3)

公立小中学校(危険校舎改築1/3⇒1/2、非木造補強1/3⇒1/2(倒壊の危険性が高いもの等は2/3)

大規模地震対策特別措置法が制定された理由

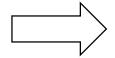
昭和53年4月13日衆議院・災害対策特別委員会 櫻内義雄国土庁長官(当時)による提案理由説明<抜粋>

御承知のとおり、わが国は世界有数の地震国として幾多の大地震に見舞われ、多くのとうとい 人命と財産が失われております。

このような地震災害から国土と国民を保護するため、政府といたしましては、災害対策基本法に基づき、防災基本計画を作成し、防災体制の確立、防災事業の促進等に努めてきたところであります。

この間において、地震の予知につきましては、最近の科学技術の進歩と調査研究の積み重ねにより、その水準も向上してきておりますが、この地震予知情報を有効に生かして、地震災害の防止、軽減を図るためには、大規模な地震が発生した場合に著しい被害の生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域として指定し、地震観測体制の整備を図るとともに、地震予知がなされた場合において国及び関係地方公共団体その他の関係者が迅速かつ適切に地震防災応急対策を実施し得るよう、あらかじめ地震防災計画を作成する等地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図る必要があると考えられます。

以上がこの法律案を提出する理由であります。



地震予知がなされることになったので、<u>その際の対応をあらかじめ定めておこうとする</u>ことが大震法が制定された大きな目的の一つ

大規模地震対策特別措置法における地震防災応急対策の規定の考え方

地震防災応急対策の定義

<u>警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで</u>又は発生するおそれがなくなるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策(大震法第2条第14号)

地震防災応急対策の制度化の背景

<u>地震予知がなされて</u>警戒宣言が出された場合に、<u>あらかじめとるべき対応措置を定めておき、混乱なく各種防災</u>対策を講じようとするため

<u>地震防災応急対策の内容(大震法第21条第1項)</u>

- 一 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 四 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社 会秩序の維持に関する事項
- 六 緊急輸送の確保に関する事項
- 七 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項 (八号の例)住民等に対して行う緊急広報、電気、通信等の確保、各種金融上の措置等



被害の発生の防止と被害の軽減をあらかじめ図るため、地域社会の活動全般に及ぶ広範囲の措置を規定

地震防災応急対策の実施の枠組み

地震防災応急対策の実施責任(大震法第21条第2項)

災対法は公的性格のある者に災害応急対策の実施責任を課しているが、大震法は、さらに民間の施設・事業 にも地震防災応急対策の実施責任を課している



②指定地方行政機関の長(国)

地震防災強化計画(防災業務計画)の定めるところにより対策を実施 <災対法の枠組みと同様>

③地方公共団体の長その他執行機関



地震防災強化計画(地域防災計画)の定めるところにより対策を実施 <災対法の枠組みと同様>

④指定公共機関



地震防災強化計画(防災業務計画)の定めるところにより対策を実施 〈災対法の枠組みと同様〉

⑤地震防災応急計画を作成した者



地震防災応急計画の定めるところにより対策を実施 <大震法独自の規定>

⑥その他法令の規定により地震防災 応急対策の実施責任を有する者



法令の定めるところにより対策を実施 く災対法の枠組みと同様>

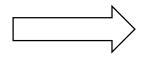
「地震防災応急計画を作成した者」(民間の施設・事業)が追加された背景

民間経営のものであっても、地震の発生により多数の死傷者を出す恐れのある事業者施設、他に危険を及ぼすおそれのある危険物、多量の可燃物の取扱施設、社会的弱者の収容施設等の管理等に際し、警戒宣言が出された場合に<u>危害予防のためにとるべき措置についてあらかじめ定めておく</u>ことを求めるため

民間事業者(指定公共機関を除く)が行う地震防災応急対策の考え方

地震防災応急計画の策定が義務付けられている事業者・管理者(大震法第7条第1項)

- ①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
 - ・地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの 鉱山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
 - ・不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの 学校、社会福祉施設
 - ・公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある 地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン



大震法の特別の規定により、

【危険予防等のため、計画に基づき、地震防災応急対策を実施する責務を有する

注)この規定は、法案審議において、事業者に特別の犠牲を強いるものではなく、当然企業として実施しなければならない措置を事前に自分たちで決めておくことを義務として顕在化させたものと説明されている。

金融対策や生活必需品の確保等は、地震防災応急計画に規定されているものではなく、行政機関等が 実施する地震防災強化計画に基づいて民間事業者に要請・指導等をするもの

(例)金融機関が、警戒宣言時に、必要最小限の業務以外の業務を停止するとしているのは、金融庁防災 業務計画に基づく金融庁監督局長の要請により行われるもの

(参考)地震防災応急対策の実施の基本方針「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」

警戒宣言が発せられてから当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは比較的短時間と考えられる一方、この間に実施すべき**地震防災応急対策**は、多岐にわたるものであるので、そ<mark>の実施に当たっては、人命の安全の確保を第一義として優先する</mark>ものとし、次いで社会、経済的影響が大きく地震防災上重要度が高い事項から順次実施するものとする。(後略)

地震防災応急対策の主な内容

人的被害の軽減

住民避難

住民避難

・避難対象地区(津波・土砂災害)の住民等に対し、速やかな危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地への避難を勧告又は指示

| 事業者又は施設管理者の対策 | |
|----------------|---|
| 鉄道 | ・強化地域内の運行停止 |
| バス | ・会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難誘導 |
| 旅客船 | ・安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港 ・警戒宣言中は運航中止 |
| 学校 | ・授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等 の安全確保のために必要な対策を実施 |
| 社会福祉施設 | ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設では、家族等への引渡し又は安全性が確保されている他の施設等への移送 |
| 病院 | ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設では、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し |
| 百貨店・スーパー等 | ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設で、各店舗の判断により営業を継続する場合は、商品等の転倒防止等の安全措置を十分 に実施するとともに、冷静な行動の呼びかけなどの混乱防止措置を実施 |
| 河川及び 海岸保全施設 | ・津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖 |

社会的影響等の軽減

- 緊急輸送の確保(道路交通規制等)
- 発災後の円滑な応急対策の実施のための体制整備(病院の外来診療の中止 等)
- 日常生活の確保(ATMの運転継続努力 等)
- 警備対策